

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第8回頸城区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

○地区別意見交換会（仮称）の概要について

(2) その他（公開）

3 開催日時

平成27年10月30日（金）午後6時から午後6時52分まで

4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井部辰男（会長）、高橋勇（副会長）、今井一郎、上村闔一、笠原昇治、佐野喜治、関川正平、高木とき子、西條春一、芳賀芳明、橋本博太、樋口美登里、水澤伊一、横山一雄（委員18人中14人出席）
- ・ 事務局：頸城区総合事務所 布施所長、関次長、石川市民生活・福祉グループ長、総務・地域振興グループ藤澤班長、村山主任、柳主事
（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【関次長】

- ・ 会議の開催を宣言

【井部会長】

- ・ 挨拶

【関次長】

- ・ 磯貝委員、井部洵子委員、小田委員、春日委員の欠席を報告

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：水澤委員、今井委員に依頼

【井部会長】

協議事項「地区別意見交換会（仮称）の概要について」の説明を事務局に求める。

【藤澤班長】

資料1により説明

【井部会長】

意見交換会の開催と実施時期について委員全員の了承を得る。

開催地区について委員に意見等を求める。

【橋本委員】

7地区にした場合に最も小さいのは明治東分館管内であり、時期も11月下旬から12月下旬の夕方ということでなかなかお年寄りも出にくい時間帯になる。参加者が少ないことも考えられるので、明治地区はひとつにしたほうがよい。

【上村委員】

明治南分館管内も明治東分館管内と同様だと思う。

【井部会長】

大坂井分館管内はどうか。

【今井委員】

町内会長、農家組合長、関係役員がいるので、公民館分館管内単位でやってもらったほうが人は集まる。町内会長にも参加をお願いするし、これまでに積み残したものがたくさんあるから地元の公民館分館管内単位で開催するほうがよい。

【芳賀委員】

3地区か7地区かどちらかにするのではなく、その地域によってまとめて開催したほうがいいところと、分けて開催したほうがいいところでやればいいのか。

【井部会長】

農協の集落懇談会の場合、集約して大きく開催するよりも集落単位で開催したほうが参加者が集まる傾向がある。これだけの取り組みをやるということになると、集落がいくつあるかで参集者は変わってくる。芳賀委員が発言したように3地区か7地区かという割り振りではなく、ぜひ地元でということになれば公民館分館管内単位でや

るかたちでどうか。

南川地区は南川分館 1 か所、大瀧地区は大瀧分館、西部分館、大坂井分館の 3 か所、明治地区は 1 か所の計 5 か所で開催することで委員全員の了承を得る。

実施内容について委員に意見等を求める。

【高橋委員】

前回の出前意見交換会は要望のみを聞いて、それに対する回答はしないことにした。聞くだけ聞いて、フィードバックは何もしていない。それから、開催時間を 1 時間でやるのか 2 時間でやるのかによって内容が異なってくる。特に、主催者側から質問の回答をするとなるとすごく時間がかかる。テーマは絞ったほうがいいが、たいていテーマとは異なる質問や要望も出てくる。議長を誰がやるか、時間制限にするのかということもあるので運営の仕方を検討してもらいたい。

【井部会長】

前は地域協議会が主催の立場であり、地域協議会が意見に対する答えを持ち合わせてないということで意見を聞くやり方にしたが、参加者はその場で何らかの返答を求めている。今回は行政が入るので、簡単な要望については回答するなどやりとりをしていかざるを得ないし、意見をまとめて「これは持ち帰って論議する、これは地域課題としてみなさんの意見を聞かせてほしい。」などの振り分けを判断しながら進めていくことにならざるを得ない。ただ聞くだけにするとこの次が続かないし、それではおもしろくない。参加者に来てよかったと言われるようなものにしていきたい。

事務局に意見等を求める。

【布施所長】

今議論されているように、「参加者が意見を言えばなしで何も答えないというのは不誠実だ。その場で答えられないものは仕方ないにしても、ある程度のは答えられない案件でないだろう。」という意見が出るはずだ。答えられるものは答えるというスタイルでやらざるを得ない。

総合事務所としてはある程度の人員を整えて出るつもりだが、それに終始すると高橋副会長がおっしゃったとおり議論百出して時間が際限なくなることも考えられるので、兼ね合いが大切だ。例えば私が司会をして総合事務所で答えることになると、地域協議会委員がいるだけになってしまうのではないか。行政として答えるべきものには担当グループが回答するが、できない場合については私がある程度の答えを出さ

なければいけない。資料1に進行は総合事務所が務めるとなっているが、地域協議会の方からやっていただき、総合事務所はそれに誠心誠意答え、意見交換するところは意見交換するというスタイルでやらせていただけたらありがたいが、いかがか。

【高橋委員】

前回の出前意見交換会は3地区で開催したが、出てくる意見の内容に同じようなものがなかった。同じことについて話すのはなかなか難しいので、開催する場所の地域協議会委員からテーマを検討してもらうのはどうか。前回の意見交換会の内容を見てもらい、それに対するフィードバックとそれぞれの地区のテーマについて意見交換をすることでどうか。

【井部会長】

委員全員が全会場に参加するのは負担であるから、会長と副会長は全会場に参加するが、委員は先ほど決めた5か所の管内でそれぞれ参加してもらうことにしたらどうか。頸城区全域から選出された委員であるから、ぜひ全会場に参加する意気込みでお願いしたいが、基本的にはそれぞれの該当する会場に必須で参加してほしい。

運営、進行については、今の意見を含めてもう少し協議させてほしい。

参集範囲について、不特定多数に広く回覧して誰でも参加可能と言っても参加者は集まらないので、前回の出前意見交換会ではかなりの仕掛けをした。行政と地域協議会が取り組む課題であり、案内を出した結果として多くの参加があったので今回も仕掛けをしたい。資料1にいくつか案があるが、町内会班回覧はやるとして、あとは呼びかけでぜひ参加してほしいところに案内を出すのはどうか。〈案1〉、〈案2〉にこだわらず趣旨に沿って進めるにはどうしたらよいか皆さんの意見を聞きたい。

〈案2〉は町内会班回覧を出して、あとは各団体に参加依頼をするというのは、もう少し細かくやったほうがよい。〈案1〉の町内会内の組織について、婦人会、青年会、老人会などの各団体がなくなってきてどの町内会も運営が大変厳しい状況になっているが、まずは町内会長を通して各団体をお願いをする、これをやらないと若い世代は参加してくれない。このほかに各種団体やPTA等に声を掛けるということで、案として参集範囲は〈案1〉、〈案2〉としたが、この2案を織り交ぜて広く呼び掛けていくことでどうか。そして、ぜひ若い世代や女性から参加してもらい、地域協議会の次期体制に色々な世代、女性から入ってもらいたい。そんな思いも込めて今回は色々な方から参加してもらいたいということでどうか。

【横山委員】

若い世代、女性の場合は時間帯が非常に難しいので、十分に考慮した時間設定をしないとなかなか参集できない。くれぐれもお願いしたい。

【井部会長】

開始時間は18時では早いので、18時30分から19時の間でどうか。また、会議は長時間でやるよりも集中して、開催時間を1時間30分とするのがよい。開催時間はもう少し検討させてほしい。

土・日曜日、平日に開催するのはどちらがよいか。

【西條委員】

若い世代や女性から声を聞きたいが、その方たちに参加する意欲があるかどうかで土・日曜日、平日が変わるのではないか。開始時間の問題もあるが、開催時間は概ね1時間30分とか2時間と記載した案内文にしたほうがよい。

前段に頸城区観光協会について説明があるが、前回の出前意見交換会で出てきた多くの意見は観光協会の設立とどう結びついたのでかという部分も説明しないといけない。色々な分野の要望を出したのに、それではなくてなぜ観光協会になったのかということの説明しないとその話だけで時間が経ってしまうので、考慮しながら進行してほしい。

【井部会長】

前回の出前意見交換会で出された意見を集約して「地域を元気にするために必要な提案事業」となり、頸城区観光協会設立から現在、具体的に動いているという報告をさせてもらうので、その担当の地域協議会委員からぜひ説明をしていただきたい。

若い世代や女性が参加する意欲が出るような仕掛けをどうするか悩んでいる。

11月、12月はどうしても皆さん色々と予定があるので、上手に調整してやりたい。開催時間、日程調整は任せていただき検討することで委員全員の了承を得る。

協議事項を終了し、その他について事務局に説明を求める。

【藤澤班長】

資料「地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて（お知らせ）」について説明

【井部会長】

市議会12月定例会で条例改正が可決されないと先般の見直しは決定しないが、現

在の見通しでは頸城区地域協議会の委員定数は4名減になる。次期だけは激変緩和措置により2名減となり、委員定数は16名となる見込みである。

その他について事務局に説明を求める。

【石川G長】

「くびき文化祭」について説明

【井部会長】

その他について委員に求める。

【上村委員】

産業関係のことについて総合事務所にお聞きしたい。市長が認定をした担い手、いわゆる認定農業者が頸城区にも数多くいらっしゃると思うが、行政はその担い手の人たちにどう向き合っていくのか教えていただきたい。

それから、名前は定かではないが、かつて認定農業者連絡協議会のような自主的に認定農業者の横のつながりを持つ組織があった。おそらく現在も存続していると思うが、その事務局はどこでやっているのか教えてほしい。

【布施所長】

認定農業者は90数名いらっしゃるかと承知しているが、その方々とどう向き合っていくかということは市だけの政策ではないと考えている。認定農業者に対するメリット措置というのは政策、簡単に言えばどの政党が政権を取って政策を組むかによって随分変わってきており、その時々状況による。市は単独の政策はなかなか打ちづらく、国・県と連動して取り組むということになる。認定農業者とどのように向き合っていくかについては農政課が主管しており、頸城区としてここではっきりとした答えが出せないのが現状である。しかし、農業者の方にとってはそこが一番の関心事で、TPPなどもあって余計どうするのかという話しになるので、その点は皆さんにお伝えする機会を設ける必要がある。井部会長もいらっしゃるが農政講演会など色々と機会を設ける動きがあるし、このような意見があったことは市の主管課につなげる。

認定農業者連絡協議会の事務局については、以前は行政で受け持っていた実態がある。合併してからは分からないが、2年前に私が農業振興課にいた時に頸城区の認定農業者連絡協議会総会に呼ばれたことがある。その時の事務局は行政から離れ、若い方に世代交代をしていた。おそらくそれが続いていると思うが、そこは今のところ確認していない。

【上村委員】

法律で決まっているから行政が手続きを踏むのは当たり前であるが、認定農業者の人たちは自主的に視察研修等で横のつながりを持とうとしている。個人的な意見で恐縮だが、産業部門が本庁に集約されたデメリットの部分ではないか。この小さな区で100人ほどの団体が市に対して要望してもなかなか難しいので、これからさらに認定農業者、担い手の役割が大切になってくる。農業者で何かをやろうと言った時にその横のつながりを大切にしてもらわないといけない。かつては事務局を行政がやっていたのだから、愚問かもしれないが努力をしてほしい。

【井部会長】

地域協議会でそのような声があったことを総合事務所から所管課に伝える。所管課から回答したいということになれば、次回その場所を設定するがそれでよいか。

【上村委員】

承知した。

【井部会長】

次回の地域協議会の日程について事務局に求める。

【関次長】

- ・次回の協議会：11月下旬

【井部会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-530-2311（内線 212）

E-mail：kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。